

# 私道整備助成制度のご案内

私道内にある老朽化した排水設備やアスファルト舗装の改築工事を実施する場合に一定の条件のもと工事費の一部を助成しています。

## 助成対象

- ☑ 幅員 1.2m 以上かつ 2 軒以上が接道している私道
- ☑ 老朽化により破損や不具合がある「対象施設」を改築する工事

※ただし、以下のいずれかに該当する場合は助成金の対象になりません

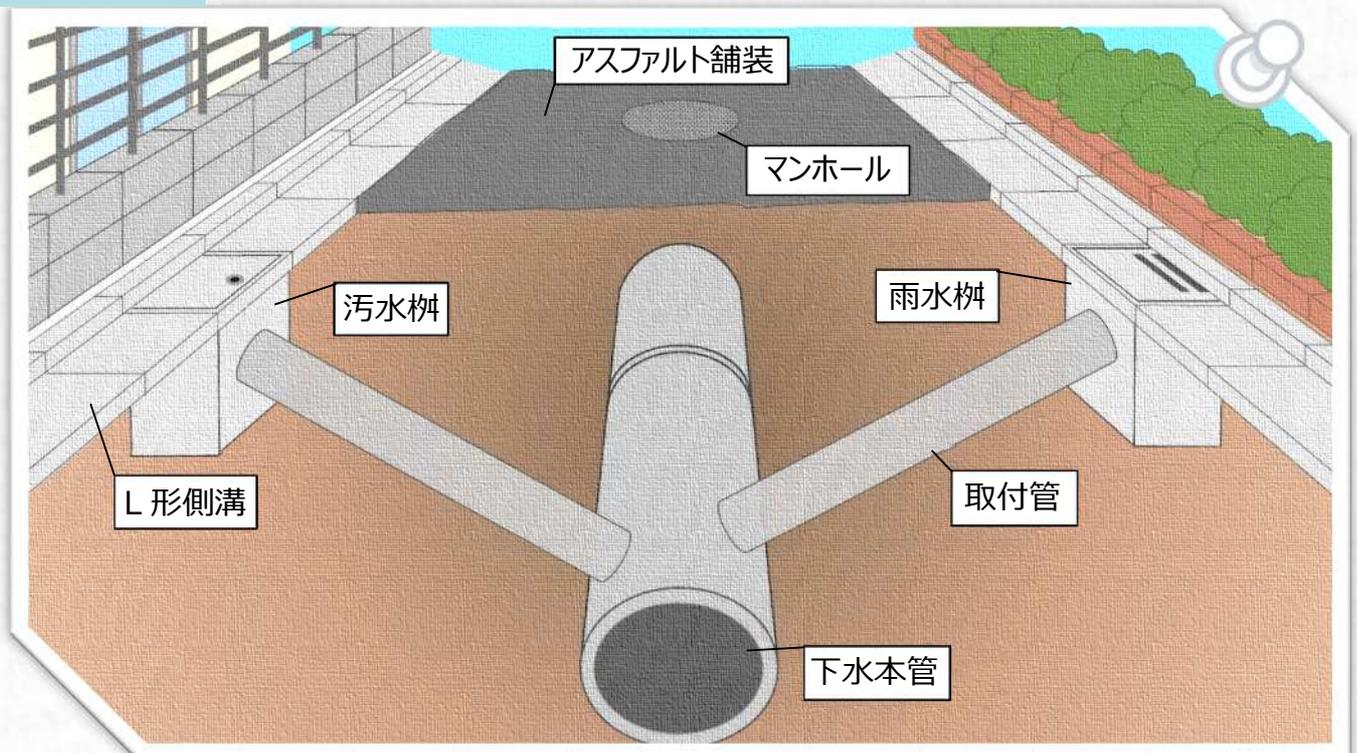
- ・ 工事範囲の土地所有者全員の同意が得られない場合
- ・ 区からの助成金交付決定前に工事着手した場合
- ・ 売買を目的とした工事を行う場合

## 助成額

- ☑ 区の算定する工事費※の 90%の額

※ 実際の工事費（見積額や支払額）が下回る場合はその額

## 対象施設



※ 事前調査費用や宅内の工事、施設を新設する工事は助成金の対象になりません。

※ 過去に当該助成金を受けて工事を行った箇所は、前回の助成金交付から 20 年が経過した場合に限り助成金の対象になります。

## 申請手続

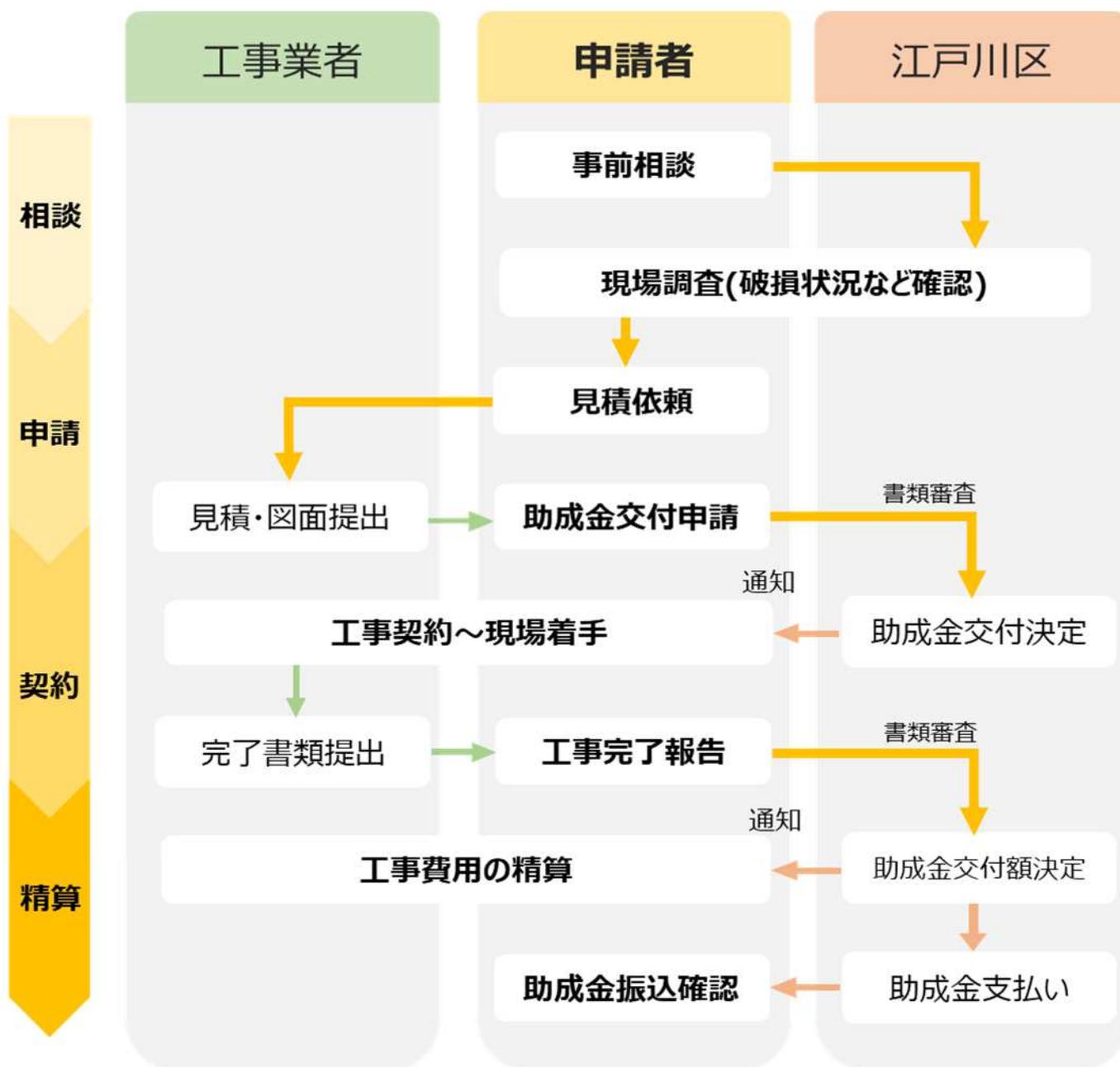
- 申請書類を区ホームページよりダウンロードしご申請ください。
- 助成対象については下記問い合わせ先まで事前にご相談ください。
- 工事の内容によって、東京都下水道局へ申請が必要になる場合があります。  
(ご不明な場合は下水道局へお問い合わせください)

区ホームページ



申請書類ダウンロード

## 手続の流れ



### 【申請窓口・問い合わせ先】

江戸川区土木部保全課事業調整係

住所 : 〒132-8501 江戸川区中央1-4-1

電話番号 : 03(5662)1930